

本文書は、日本企業の中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

「中華人民共和國外国投資法（草案意見募集稿）」に関する説明
（2015年1月19日）

（……略……）

（三）合意支配の取扱い

外国投資企業が一連の合意を締結することによって内資企業の支配権を獲得していることについて、広く注目が集まっている。意見募集稿では、合意支配を外国投資の一形態と明確に定めており、本法の発効後、合意支配方式をもって投資が行われるものについては、本法が適用されることになる。本法の発効前に既に存在していた、合意支配方式をもって行われた投資については、本法の発効後、外国投資の禁止又は制限領域になお該当する場合にどのように取り扱うべきかということに関し、理論・学説界及び実務界には次のような複数の考え方が存在している。

- 1、合意支配を実施する外国投資企業は、自身が中国投資家による実質的な支配を受けていることについて、國務院の外国投資主管部門に申告すれば、合意支配構造を引き続き保持することができ、関連主体は経営活動を引き続き展開することができる。
- 2、合意支配を実施する外国投資企業は、自身が中国投資家による実質的な支配を受けていることについて認定するよう、國務院の外国投資主管部門に申請しなければならない。当該外国投資企業が中国投資家による実質的な支配を受けている旨を國務院の外国投資主管部門が認定した後、合意支配構造は引き続き保持することができ、関連主体は経営活動を引き続き展開することができる。
- 3、合意支配を実施する外国投資企業は、國務院の外国投資主管部門に対して参入許可を申請しなければならない。國務院の外国投資主管部門が外国投資企業の実質支配者等の要因を関係部門と共同で総合的に考慮し、決定を下す。

当部においては、社会公衆の意見を広く聴取したうえで本件について更に検討を進め、取扱いについての提案を申し入れていく。

（……略……）

（法令原文名称：关于《中华人民共和国外国投资法（草案征求意见稿）》的说明）